資料３

各実施機関の公文書管理規程の一部改正案の概要

	知事	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	労働委員会	企業庁	病院事業庁
	資料４	資料５	資料６	資料７	資料８	資料９	資料 10	資料 11
総合文書管理システムの更新に合わせる	○	○	○	○	○	○	○	○
総合文書管理システム以外の情報処理システムによる処理を認める	○	○	○	○	○	○	○	○
県の機関に対する文書への公印押印を原則省略する	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県公文書管理規程の内容に倣う						○		
診療録の保存期間を 20 年とする								○